



社会保険への 被扶養者認定手続きを お勧めします

現在、勤務先の社会保険に加入されている方の世帯の中に、年間収入が130万円未満(60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は180万円未満)の国保に加入されている方がおられるときは、勤務先の社会保険に被扶養者として加入できる場合があります。該当する方には、社会保険への被扶養者認定の手続きをお勧めします。

ただし、勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合もあります。あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

☆社会保険等の被扶養者に認定されたら…

- ・ 国保喪失の手続きが必要になります。
- ・ 新しく被扶養者と認定された健康保険証
- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑

を「持参のうえ、役場住民課保険年金担当へ届け出てください。



☆社会保険等の 扶養になった時の利点は…

国保は被保険者の人数によって保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

◆問い合わせ先
住民課 保険年金担当

有線 ⑤7784
☎ ②6571

国民年金からのお知らせ

口座振替による前納が大変お得です!!

—お申し込みは2月末までに!—

国民年金保険料を口座振替で前納(将来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があり大変お得です。

平成22年4月分から、保険料の1年前納または6か月前納を希望される場合は、平成22年2月末までに手続きが必要です。

手続きは、口座振替を希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、日本年金機構草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当の各窓口でお願いします。なお、口座振替の手料は不要です。

現在、口座振替を利用されている方で、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。今後、振替方法の変更を希望される方は手続きが必要ですのでご注意ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ ②6571 有線 ⑤7784
草津年金事務所 国民年金課
☎ 077-5671-2220

【参考】 口座振替を利用した場合の保険料額 (平成21年度の場合)

	振替内容	保険料	割引額
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替	172,230円/年	3,690円/年
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替	86,960円/半年	1,000円/半年
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	14,610円/月	50円/月
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	14,660円/月	納期限日に振り替えているため割引はありません。

※平成22年度(平成22年4月から平成23年3月)の保険料は、平成22年2月中に告示される予定です。

